

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案	現行
（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの） 第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。 一～二十一の五（略） 二十一の六 非清算店頭デリバティブ取引（法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（通貨に係るものに限る。）のうち元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品（同条第二十四項第三号に掲げるものに限る。）を授受することを約する部分を除く。以下この号において同じ。）に係る当初証拠金（非清算店頭デリバティブ取引について将来発生し得る費用又は損失の合理的な見積額（以下この号において「潜在的損失等見積額」という。）に対応して預託等をする証拠金をいう。以下この号、第八項及び第九項並びに第七十七条第一項第三号イにおいて同じ。）に関して次に掲げる行為を行うための措置を講じていないと認められる状況 イ～ト（略） 二十二～三十（略） 2～11（略）	（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの） 第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。 一～二十一の五（略） 二十一の六 非清算店頭デリバティブ取引（法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（通貨に係るものに限る。）のうち元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品（同条第二十四項第三号に掲げるものに限る。）を授受することを約する部分を除く。以下この号において同じ。）に係る当初証拠金（非清算店頭デリバティブ取引について将来発生し得る費用又は損失の合理的な見積額（以下この号において「潜在的損失等見積額」という。）に対応して預託等をする証拠金をいう。以下この号、第八項及び第九項において同じ。）に関して次に掲げる行為を行うための措置を講じていないと認められる状況 イ～ト（略） 二十二～三十（略） 2～11（略）

(控除すべき固定資産等) 第百七十七条 法第四十六条の六第一項に規定する固定資産その他の内閣府令で定めるものは、貸借対照表の科目その他のもので次に掲げるものとする。 一・二 (略) 三 流動資産のうち、次に掲げるもの イ 預託金(顧客分別金信託、顧客区分管理信託、商品顧客区分管理信託、当初証拠金(第百二十三条第一項第二十一号の六二の規定による信託の設定又はこれに類する方法により管理されるものに限る。))及び同条第十一項第五号に掲げる取引に係る外国における当初証拠金に相当するもの、前条第一項第七号ロに掲げるものに係るもの並びに商品先物取引法施行規則(平成十七年農林水産省令第三号)第九十八条第一項第二号の規定による預託金を除く。) ロゝホ (略) 四ゝ六 (略) 2ゝ8 (略)	(控除すべき固定資産等) 第百七十七条 法第四十六条の六第一項に規定する固定資産その他の内閣府令で定めるものは、貸借対照表の科目その他のもので次に掲げるものとする。 一・二 (略) 三 流動資産のうち、次に掲げるもの イ 預託金(顧客分別金信託、顧客区分管理信託、商品顧客区分管理信託、前条第一項第七号ロに掲げるものに係るもの及び商品先物取引法施行規則(平成十七年農林水産省令第三号)第九十八条第一項第二号の規定による預託金を除く。) ロゝホ (略) 四ゝ六 (略) 2ゝ8 (略)
---	---